

労働局は企業の皆様を応援します！

雇用関係助成金のご案内

～新型コロナウイルス関連の助成金～



広島労働局

■雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

お問合せ先：広島労働局職業安定部職業対策課（082 - 502-7832）または各ハローワーク
対象新型コロナウイルスの影響で売上が5%以上減少。一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った事業主を助成します。（雇用保険の被保険者以外も対象）

【特例措置】

- 業況特例・・・判定基礎機関の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標の月平均値が前年、前々年同期又は3年前同期に比べ30%以上減少した特に業況が厳しい全国の企業
- 地域特例・・・緊急事態措置の対象区域又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事の要請を受けて休業・営業時間の短縮等に協力する飲食店等
（※緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除月の翌月末までの休業等に適用）

以下【 】内は上記特例措置の場合

- ・令和4年3月1日～6月30日までの休業等（解雇等なしの場合）
- ・1人当たり日額上限9,000円【15,000円】
助成率 中小企業9/10【10/10】 大企業3/4【10/10】
【教育訓練の加算額を引き上げ】



■産業雇用安定助成金

お問合せ先：広島労働局職業安定部職業対策課（082 - 502-7832）または各ハローワーク

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主（出向元）及び当該労働者を受け入れる事業主（出向先）を助成します。

【出向運営経費（賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費）】

- ・出向元が労働者の解雇等を行っていない場合
中小事業主 9/10 中小企業以外 3/4
- ・出向元が労働者の解雇等を行っている場合
中小事業主 4/5 中小企業以外 2/3
- ・上限額【12,000円/日】（出向元事業主と出向先事業主の負担額の合計）



【出向初期経費（就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費）】

- ・助成額 出向元事業主、出向先事業主 各10万円/1人当たり（定額）
- ・加算額（注） 出向元事業主、出向先事業主 各5万円/1人当たり（定額）

（注）出向元事業主または出向先事業主が、それぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行います。

■トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)

お問合せ先：広島労働局職業安定部職業対策課（082 - 502-7832）または各ハローワーク

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応）は、就労経験のない常用雇用（1週間の所定労働時間が30時間以上）に就くことを希望する離職者を、一定期間（原則3ヵ月）試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

また、常用雇用で短時間労働（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を希望する場合も対象となります。

令和4年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を増額（*）します。

	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース
通常の場合の支給額 （月額）	最大4万円	最大2.5万円
増額となる場合の支給額 （*）（月額）	最大5万円	最大3.12万円



■人材確保等支援助成金(テレワークコース)

お問合せ先：広島労働局雇用環境・均等室（082 - 221-9247）

コロナ禍の中、良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主（※）を助成します。

※テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主が対象です。

【機器等導入助成】

支給対象経費の30%

【目標達成助成】

支給対象経費の30%〈35%〉

※上記〈 〉内は、生産性要件を満たした場合に適用

※100万円または対象労働者数×20万円のいずれか低いほうが上限額

【助成対象となる取組】

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等の導入・運用（テレワークサービス利用料も対象）
- ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修



■新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

お問合せ先：広島労働局雇用環境・均等室（082 - 221-9247）

令和4年1月1日～令和4年6月30日までに、新型コロナウイルスによる小学校等（小学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、子供の一時預かり施設など）の休校等や、子供の感染及びその疑い等により、子供の世話が必要となった労働者（正規・非正規問わず）に、有給の休暇（※1）を取得させた事業主を助成します。

【助成内容】（※2）

日額換算賃金額（日額上限額あり※3）×有給休暇取得日数

※1 労働基準法上の年次有給休暇を除く。

※2 助成金は、個人ではなく企業に助成されるものです。

なお、企業に有給の休暇制度がない場合、労働者個人が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の仕組みにより、直接申請をすることも可能です。

※3 日額の上限額及び申請期限は次のとおりです。



休暇取得期間	日額上限額（※）	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火）必着
令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水）必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主については15,000円。

■業務改善助成金

お問合せ先：広島労働局雇用環境・均等室（082 - 221-9247）

設備投資等により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を助成します。

【対象者（事業場）】

- ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ②事業場規模100人以下

【助成額】

最大450万円（一定の条件を満たしている場合、最大600万円）

※業務改善助成金特例コース

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に事業内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に該当。

・助成額：最大100万円 ・助成率：3/4 ・申請期限：令和4年7月29日（金）

広島県最低賃金

時間額 899円

（令和3年10月1日から）

■両立支援等助成金

お問合せ先：広島労働局雇用環境・均等室（082 - 221-9247）

【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース】
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内周知し、当該休暇を20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成します。

【助成内容】

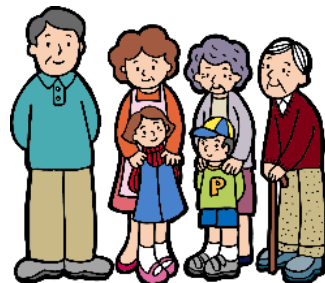
1人あたり28.5万円 ※ 1事業所あたり5人まで対象

【対象期間】

令和2年5月7日～令和5年3月31日

【申請期間】

有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から、令和5年5月31日まで



■母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

お問合せ先：広島労働局雇用環境・均等室（082 - 221-9247）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

【助成内容】

1事業所につき1回限り 15万円

【対象期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【申請期間】

有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から、令和5年5月31日まで

【その他】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コースとの併給が可能です。



事業主、
労務担当者様

ぜひ

専門家にご相談
ください！
(社会保険労務士等)

広島働き方改革推進支援センター

TEL 0120 - 610 - 494

受付時間 平日 9:00～17:00

住所 〒730-0017 広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル6F

MAIL hk34@mb.langate.co.jp FAX 082-222-1281

■お問い合わせ先一覧

広島労働局	住所	電話番号
雇用環境・均等室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 5階	082 (221) 9247
職業安定部職業対策課	広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル 4階	082 (502) 7832

ハローワーク	住所	電話番号
ハローワーク広島	広島市中区上八丁堀 8-2	082 (223) 8609
ハローワーク広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082 (422) 8609
ハローワーク竹原	竹原市中央 5-2-11	0846 (22) 8609
ハローワーク呉	呉市西中央 1-5-2	0823 (25) 8609
ハローワーク尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848 (23) 8609
ハローワーク福山	福山市東桜町 3-12	084 (923) 8609
ハローワーク三原	三原市館町 1-6-10	0848 (64) 8609
ハローワーク三次	三次市十日市東 3-4-6	0824 (62) 8609
ハローワーク安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826 (42) 0605
ハローワーク庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824 (72) 1197
ハローワーク可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082 (815) 8609
ハローワーク府中	府中市府中町 188-2	0847 (43) 8609
ハローワーク広島東	広島市東区光が丘 13-7	082 (264) 8609
ハローワーク廿日市	廿日市市串戸 4-9-32	0829 (32) 8609
ハローワーク大竹	大竹市白石 1-18-16	0827 (52) 8609